

西宮市青少年補導委員活動要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、西宮市立青少年育成センター条例施行規則（昭和59年西宮市教育委員会規則第19号。以下「規則」という。）第5条の規定に基づき、西宮市青少年補導委員（以下「補導委員」という。）について必要な事項を定める。

(職務内容)

第2条 規則第2条第2項に規定する補導委員の職務は、次の表の左欄に掲げる規則第2条第2項の号の区分に応じ、それぞれ次の表の右欄に掲げる職務とする。

1の号	班編成による街頭巡回補導（月に3回(1回あたり1時間30分)程度）及び特別な催し物・祭礼・地域行事等の街頭巡回補導
2の号	各種調査（青少年環境実態調査等）
3の号	各種会合への参加（補導委員代表者会、補導活動連絡会、補導委員研修会等）及び地域及び学校との連携（地区青少年愛護協議会）

2 補導委員は、前項1の号及び3の号に係る活動をしたときは、活動月毎に報告書を作成し、補導委員地区代表者は補導委員代表者会の場で報告書を西宮市教育委員会（以下「教育委員会」という。）に提出するものとする。

(委嘱)

第3条 規則第3条による補導委員の委嘱を受けようとする者は、青少年補導委員登録書（様式第1号）を教育委員会に提出する。

(活動費)

第4条 補導委員の活動にかかる実費相当分を報告書の提出のあった月の翌月の25日に支給する。ただし、当該支給日が、土曜日、日曜日又は休日に当たるときは、順次繰り上げて支給する。

2 前項に定める実費相当分については、別表第1のとおりとする。

(災害補償)

第5条 補導委員は災害ボランティア共済に加入する。費用については、青少年育成課が負担する（ただし、民生委員・児童委員選出の補導委員は除く）。

(解嘱)

第6条 教育委員会は、補導委員が次の各号のいずれかに該当するときは、任期の途中においても解嘱することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に支障がある場合
- (2) 制度の改廃又は予算の減少により過員等を生じた場合
- (3) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合
- (4) 信用を傷つけ、又は不名誉となる行為及び非行があった場合
- (5) 前各号に規定する場合のほか、その職に必要な適格性を欠く場合

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、補導委員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

付 則

この要綱は、平成29年6月1日から実施する。

第2条、第4条及び第5条の規定の適用については、この要綱実施前の委嘱者についてもこの要綱による委嘱者とみなし、同条の規定を適用するものとする。

この要綱は、令和2年6月1日から実施する。(一部改正)

別表第1 (第4条関係)

第1の号	一回の活動につき1,000円 ただし、月の上限3,000円
第2の号	活動費無
第3の号	各種会合への参加については一回の参加につき1,000円 地域及び学校との連携については、活動費無
その他	教育委員会が特に認める活動1回につき1,000円